

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（平成28年9月1日実施）の
基準点等について

法務省民事局

法務省では、平成28年9月1日、簡裁訴訟代理等能力認定考査（平成28年6月5日実施）の結果に基づき、司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を行いました。同考査の考査問題の出題の趣旨、法務大臣の認定の基準点等は、以下のとおりです。

第1 考査の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

ア 小問(1)

〔出題の趣旨〕 訴訟物の意義の理解及び所有権に基づく妨害排除請求権としての
抵当権設定登記抹消登記手続請求権を出題事例に即して構成する
ことができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

イ 小問(2)

〔出題の趣旨〕 請求原因の意義の理解及び小問(1)の訴えに係る訴訟における請
求原因事実を出題事例に即して摘示することができるかどうかを
問うもの

〔配点〕 8点

ウ 小問(3)

〔出題の趣旨〕 抗弁の意義の理解並びに売買による所有権喪失の抗弁及び登記
保持権原の抗弁をそれぞれ出題事例に即して摘示することができるか
どうかを問うもの

〔配点〕 8点

エ 小問(4)

〔出題の趣旨〕 再抗弁の意義の理解並びに合意解除の再抗弁及び弁済の再抗弁
をそれぞれ出題事例に即して摘示することができるかどうかを問
うもの

〔配点〕 8点

オ 小問(5)

〔出題の趣旨〕 消滅時効の中断が生じている旨を出題事例に即して説明できる
かどうかを問うもの

〔配点〕 6点

カ 小問(6)

〔出題の趣旨〕 当事者間に争いのない事実の訴訟法上の取扱いを出題事例に即
して説明できるかどうかを問うもの

〔配点〕 6点
キ 小問(7)

〔出題の趣旨〕 証拠と事実との関係及びその推認過程を出題事例に即して説明できるかどうかを問うもの

〔配点〕 10点

2 第2問について

〔出題の趣旨〕 司法書士法第3条第2項に規定する司法書士の代理権の範囲等についての理解を問うもの

〔配点〕 10点

3 第3問について

〔出題の趣旨〕 裁判書類作成関係業務を受任した事件の相手方又はその利害関係人からの依頼による簡裁訴訟代理等関係業務を受任することが、司法書士法及び司法書士倫理上できるかどうかについての理解を問うもの

〔配点〕 10点

第2 法務大臣の認定の基準点

満点70.0点中40.0点以上